

## 設備・機器利用に関する覚書

徳島文理大学・香川校「地域共同開発センター」以下「甲」という。)と登録団体。。。。株式会社(以下「乙」という。)は、乙が甲の所有する研究設備・機器を利用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### 第1条(目的)

甲は、乙の行う開発研究の遂行のために、別に定める「機器使用規定」に基づいて、乙が甲に対し使用許可申請した甲の所有する研究設備・機器について利用することを許可する。

### 第2条(期間)

本契約の期間は、平成。。年。。月。。日より平成。。年。。月。。日までとする。

### 第3条(経費)

乙は、契約期間中の研究のための設備・機器利用料および必要な場合は、機器操作指導料として、別に定める料金表に従って、その計算額を甲に支払う。

乙は、本契約書締結後、速やかに前項の経費を甲の指定する方法により支払う。

設備・機器に関わる消耗材費については、乙が負担する。

乙の利用時に故意または過失のため、設備・機器が故障した場合、甲は乙に対し妥当な補償責任を求めることが出来る。

### 第4条(設備・機器利用)

乙は、利用の申し込みを1週間前までに、甲に対し行う。

甲は乙に対し、甲の定める安全規則教育等、設備・機器を安全に使用するために必要な指導を行う。

### 第5条(研究成果の取扱い)

設備・機器を利用する事により得た、研究データ・測定結果ならびにこれらに基づき、日本国内及び国外の産業財産権の登録を受ける権利(以下併せて「研究成果」という。)は乙に帰属する。

ただし、前項の産業財産権の登録を受ける権利に関わる特許出願について、甲に所属する研究員が、発明者になることを妨げない。

研究成果の内、特許出願が完了した内容について、甲が、学会発表、論文投稿を希望する場合、乙は甲からの事前要請を受けて、誠意を持って協議し、これに対応する。

### 第6条(秘密保持)

前条 項の場合を除き、甲は、研究成果ならびに本件研究の実施により知り得た乙の技術上・営業上の情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

### 第7条(信義則)

この覚書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙は誠意をもって協議し、決定する。

以上の契約書を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 18年 月 日

甲 香川県さぬき市志度1314-1  
徳島文理大学・香川校「地域共同開発センター」  
副学長 中島 賢一郎

乙